

石巻港港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

平成 23 年 11 月

石巻港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年1月 第28回宮城県地方港湾審議会
- ・平成17年3月 交通政策審議会第13回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成21年10月 第31回宮城県地方港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会

の議を経た石巻港の港湾計画を軽易な変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 専用埠頭計画	3
3 水域施設計画	4
港湾の効率的な運営	5
港湾の環境の整備及び保全	6
1 廃棄物処理計画	6
土地造成及び土地利用計画	7
1 土地造成計画	7
2 土地利用計画	7
その他重要事項	9
1 港湾施設の利用	9
(1) 物資補給等のための施設	9

変更理由

1. 船舶の大型化及び立地企業の要請に対処するため、釜地区において公共埠頭計画等を変更する。
2. 東北地方太平洋沖地震に伴い発生した災害廃棄物等の処理の要請に対処するため、雲雀野地区において廃棄物処理計画を追加する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 釜地区

船舶の大型化及び立地企業の要請に対処するとともに、農水産品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 300 m

[既設の変更計画] H-7

既設
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m
水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 165 m

水深 4.5 m 岸壁 3 バース 延長 240 m

[新規計画] H-8 ~ 10

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地) [新規計画]

2 専用埠頭計画

2-1 釜地区

立地企業の要請に対処するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

以下の施設を撤去する

（ 既設
水深4.5m ドルフィン5バース ）

以下の施設を廃止する

（ 既設
水深4.5m ドルフィン2バース ）

3 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、航路・泊地及び泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

釜地区 釜航路 水深11m 幅員200m [既設の変更計画]

（ 既設
釜地区 釜航路 水深10～11m 幅員200m ）

なお、これに伴い東突堤50mを撤去する。

3-2 泊地

釜地区 水深11m 面積2ha [既設の変更計画]

（ 既設
釜地区 泊地（中央水路） 水深10m ）

3-3 航路・泊地

釜地区 水深11m 面積42ha [既設の変更計画]

（ 既設
釜地区 泊地（中央水路） 水深10m ）

港湾の効率的な運営

[港湾の効率的な運営]

釜地区日和埠頭、大手埠頭、中島埠頭のバルク貨物の取扱いにおいて、効率的な運営体制の確立に取り組む。

港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

- (1) 災害廃棄物等 100 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

雲雀野地区 海面処分・活用用地 10 ha [新規計画]

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、埠頭用地 10 ha として土地利用を図る。

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
釜	(1) 1					(1) 1

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
釜	(38) 38	(12) 12	(295) 295	(33) 33	(6) 6	(383) 383

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
釜	(37)	(12)	(295)	(33)	(6)	(383)
	37	12	295	33	6	383

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

その他重要事項

1 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

作業船等の待機、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

釜地区

水深 9 m 岸壁 延長 5 0 m (物資補給岸壁) [既設] H-6

石巻港港湾計画位置図

